

4月から  
新ルール!!

違反で罰金が科せられることも!!

# 自転車安全利用講習会



28名参加

警察の方を講師に迎え、お話とDVD視聴を通して、自転車のルールや罰則強化について学びました。



DVDの映像で実際の危険場面を確認し、自分ごととして学習しました。



参加者からは、「自分の普段の乗り方を見直すきっかけになった」「ルールは知っているつもりでも、知らなかつたことが多かった」との感想があり、大変有意義な時間となりました。

講習では自転車の信号無視や一時不停止などの違反は、5万円以下の罰金が科せられる場合があること、また自転車の飲酒運転も重大な違反で、重い罰則の対象になることを学び、驚きの声も上りました。一方で、ルールや罰則がまだ十分に周知されておらず、免許を持たない人や子ども、高齢者への啓発が必要との意見も多く出されました。

## 寝屋川市くらし創造委員会

## 開催しました!!

活動委員さんのみにお知らせしたとりくみです

令和8年4月に施行される「自転車に関する改正道路交通法」について学びましょう!!

### 自転車 安全利用 講習会

2026

1.8木

10:00~11:00

バル寝屋川組合員会館2階

参加費  
無料



主催: 寝屋川市くらし創造委員会

ヘルメットを着用しましょう!!

8日(木) 自転車安全利用講習会

10:00 ~11:00  
講師 寝屋川警察署交通課



標識の理解と確認も大切です!!

自転車の新しい制度

↙詳細はこちら↙



出典:警察庁ウェブサイトより

ルールを守って  
責任ある運転を!



飲酒、イヤホンなど  
危険な運転あかんで〜

【お問い合わせ】

組合員サービスセンター

フリーコール 0120-299-070

FAX 0120-299-230

携帯からは072-856-7671(有料)

月・土曜9:00~17:00

火~金曜9:00~18:00

受付しました個人情報は、この取り組み以外使用しません